

2022年度 国際園芸博覧会企画検討業務委託
業務説明資料

1 総則

(1) 適用範囲

本業務説明資料は「2022年度 国際園芸博覧会企画検討業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

(2) 準則

本業務の実施にあたっては、本業務説明資料のほか、一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下、「協会」という。）の委託契約約款を遵守すること。

(3) 件名

2022年度 国際園芸博覧会企画検討業務委託

(4) 履行期限

2023年3月24日（金）

(5) 履行場所

旧上瀬谷通信施設及び周辺地域

2 業務の概要

(1) 業務の背景・目的

国際園芸博覧会は、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的に開催されるものである。神奈川県横浜市における国際園芸博覧会は、2027年に旧上瀬谷通信施設において開催することについて、2020年3月に国際園芸家協会（AIPH）から正式承認された。そして、博覧会国際事務局（BIE）の認定に向けて、国際博覧会に関する条約上の手続きを進めることが、2021年6月に閣議了解され、11月に「2027年国際園芸博覧会協会」が設立された。

2022年度は、国が、BIEへの認定申請を行う予定であり、協会は横浜市から引き継がれる基本計画について検討の精度を高め、年度内に基本計画を策定する予定である。認定承認後には各国や企業・団体等への本博覧会への参加を促すための取組を本格化していく予定である。また、国内外に対して魅力ある博覧会とすべく、会期後の都市公園へ繋がるレガシーを見据えながら、博覧会のコンテンツとなる事業の具体化を進めていく必要がある。

本業務は、本博覧会の展示や行催事、参加に係るスキーム等の企画案の検討を行う。基本計画策定に向けた企画案の深度化を図り、基本計画策定後は、基本計画の内容を踏まえ、事業実施に向けた企画案の具体化を進めることを目的とする。

○参考：一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会 公式ウェブサイト

<https://expo2027yokohama.or.jp/>

(2) 留意事項

- ア 旧上瀬谷通信施設に関しては、横浜市において、土地利用の具体化に向けた検討を並行して進めており、市の施策も踏まえ、連携して検討を進めていくことが必要。
- イ 検討にあたっては、専門家との調整や委託者を通じた国との調整等を行いながら検討を進めることが必要。
- ウ 本業務の他に、関連する複数の委託業務が並行して検討されており、他の委託受託者と綿密な連携が必要となるため、効率的に連携を進められるよう、適時適切に情報共有や議論を行うことができる体制を構築する。
- エ 本業務の実施には、海外の様々な資料を参照し、英語・仏語（主に英語）と日本語の理解能力および翻訳能力を必要とする。

3 業務内容

以下の項目について、5の参考に示す上位構想や既往調査、関係規則等を踏まえ、委託者と協議しながら検討を行う。

なお、各検討を進めるにあたり、以下3点に留意すること。

- 受託者は事前に委託者と綿密な調整を行い、検討の方向性に齟齬がないことを確認する。
- 関係する他業務や有識者等との連携を図る。
- 会期後の都市公園へ繋がるレガシーを見据えた上で検討する。

(1) 基本計画の深度化

ア 参加計画

(ア) 多様な主体による事業共創及び参画の実施プランの策定

これまで検討してきた多様な主体（国（日本、海外含む）、国際機関、自治体、企業・事業者、市民、NPO、教育・研究機関等）による事業共創及び参画について、企画を具体化し、実現可能性について検証した上で、事業共創及び参画の実施プランを策定する。実施プランの策定にあたり、以下A～Eの項目を検討する。

また、国際園芸博覧会の特別規則第2号（国、国際機関及び民間出展者の参加条件）についても検討する。

なお、検討にあたってはウの専門家ヒアリングやエのサウンディングを実施し、企業・団体をはじめとした多様な主体が参画するメリットが大きい企画となるよう意識すること。

- A 事業共創型による事業化プランの検討
- B 企業・団体による事業参画プランの検討
- C 官公庁による事業参画プランの検討
- D 市民参加・地域参加・ボランティア参加などの検討

- E オンライン参加の役割と機能検討
- (イ) 事業共創・参画における事業計画の策定
 - (ア)の検討内容を踏まえ、事業共創・参画の事業計画を策定するため、以下A～Cの項目を検討する。
 - A 事業実施与件の整理
 - B 参画形態別による事業予算の検討
 - C 園芸博収益採算性向上に向けた各種検討
 - (ウ) 企業・団体による参画に向けた実施プランの策定
 - (イ)の検討内容を踏まえ、企業・団体の本博覧会への参画を促進するため、効果的・効率的なプロモート実施プランを策定する。
 - (エ) 展示・行催事
 - 本博覧会で実施される展示・行催事について、展開する会場施設及びVillageの規模や特性を踏まえ、多様な主体の参画を促進する魅力的な企画となるよう、以下A～Eの項目を検討する。
 - A 屋内外展示実施プランの検討
 - これまで検討してきた屋内外の展示について、企画を具体化し、実現可能性を検証した上で、スケジュールや事業収支をはじめとした実施プランを検討する。
 - B Village 事業計画の検証
 - Village 事業計画について、実現可能性の高い企画となるよう、Village への多様な主体の参画やVillageの事業性などを検証する。
 - C 飲食物販の実実施計画与件の策定
 - 飲食物販について、一般営業参加者の業種・参加業態・出店規模・ロイヤリティの検討、売上規模・事業収支の検証を行い、体系的に整理した上で、実施計画与件（施設・事業・運営）を策定する。
 - また、国際園芸博覧会の特別規則第9号（公式参加者によるレストラン運営又は販売実施の条件）についても検討する。
 - D 事業運営費の検証
 - 各事業の事業運営費について、検証する。特に、公式行催事（開会式・閉会式、ナショナルデー・スペシャルデー等）及びその他行催事については、前提条件及び行催事開催の基本方針を整理した上で検証すること。
 - E 各展示企画施設の会場内配置検討
 - 展示を企画している各施設の会場内配置について、来場者の動線等も踏まえた上で、展示内容に沿った最適な配置となるよう検討する。
- イ 事業計画
 - (ア) 中核展示基本計画の策定
 - 本博覧会の目玉コンテンツとなる中核展示については、本博覧会のテーマへの

訴求力を高め、国内外に対して魅力的な国際園芸博覧会とするべく、公園へのレガシー継承も見据えながら、具体化を進めていく。これまで検討してきた企画をブラッシュアップするとともに、実現可能性が高い展示となるよう、以下A～Dの項目を検討する。

なお、検討にあたっては、多様な主体の参画の促進を意識すること。

A コンテンツ実施プランの検討

中核展示のコンテンツについて、実現可能性を検証した上で、スケジュールや事業収支をはじめとした実施プランを検討する。

B 展示プランの検討

Aの検討内容を踏まえ、各コンテンツの展示について、展示プラン（レイアウト、演出、運営等）を検討する。

C 中核展示におけるレガシー計画の策定

本博覧会の会場跡地の計画となる横浜市の「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園基本計画(原案)(令和3年6月)」を踏まえるとともに、横浜市の公園計画と連携を図りながら、中核展示におけるレガシー計画を策定する。

D 展示諸元の検討

A～Cの検討内容を踏まえ、中核展示の展示諸元(キャパシティ、概算、スケジュール等)について検討する。

ウ 専門家ヒアリング

上記ア～イの検討にあたって、多岐にわたる分野における様々な知見を必要とするため、検討内容に沿った専門家ヒアリング(計20件程度を想定)の実施を前提とする。ヒアリング先の選定や運営に係る費用は、本業務に含むものとする。

エ サウンディング

上記ア～イの検討にあたって、各コンテンツの事業実現性や民間企業の参画意欲等を把握するため、サウンディング(計20件程度を想定)の実施を前提とする。サウンディング先の選定や運営に係る費用は、本業務に含むものとする。

(2) 関係者支援調整業務

上記の検討を進める中で、国等の関係者調整及びBIEへの認定申請における資料作成等の支援を行う。

(3) 打合せ及び進捗報告

打合せは、事前1回、中間12回、成果納品時1回の計14回を基本とする。なお、週1回程度WEB(Teams、Zoom等)による業務の進捗確認を行う。

打合せ後は毎度議事録を作成することとし、原則打ち合わせの次の日に、要点及び次回打ち合わせまでのタスク等を記載し、提出する。

(4) 報告書とりまとめ

本委託における検討結果を報告書にとりまとめる。報告書のまとめ方については、発

注者の指示に従うこととする。

4 成果品

- (1) 報告書：A 4判・ドッジファイル製本5部
- (2) 報告書及び調査で作成した資料の電子データ（CD-R 又は DVD-R 格納）
（Microsoft Office により編集可能なデータも併せて格納すること。）
- (3) その他、調査・検討過程の資料で委託者が必要と認めるもの

5 参考

- (1) 上位構想、既往計画等
 - ア 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会基本構想案（2018（平成30）年3月）
 - イ 2027年国際園芸博覧会日本国横浜市申請書（2019（令和元）年7月）
 - ウ 国際園芸博覧会検討会報告書（2020（令和2）年2月）
 - エ 旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（2020（令和2）年3月）
 - オ 横浜国際園芸博覧会具体化検討会報告書（2021（令和3）年5月）
 - カ （仮称）旧上瀬谷通信施設公園基本計画（原案）（2021（令和3）年6月）
- (2) 既往調査等
 - ア 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致推進調査委託（2018（平成30）年度）
 - イ 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会を見据えた公園基本計画検討業務委託（2019（令和元）年度）
 - ウ 平成31年度 国際園芸博覧会の招致・広報・機運醸成等業務委託（2019（令和元）年度）
 - エ 国際園芸博覧会基本計画（市案）等調査検討業務委託（2020（令和2）年度）
 - オ （仮称）旧上瀬谷通信施設公園基本設計業務委託（2020（令和2）年度）
 - カ 国際園芸博覧会基本計画策定に向けた調査検討業務委託（2021（令和3）年度）
 - キ 国際園芸博覧会基本計画策定に向けた企画検討業務委託（2021（令和3）年度）
 - ク 国際園芸博覧会会場における概略検討業務委託（2021（令和3）年度）
 - ケ 令和3年度 国際園芸博覧会における植栽基本計画等策定に向けた検討業務委託（2021（令和3）年度）
 - コ （仮称）旧上瀬谷通信施設公園基本設計業務委託（その2）（2021（令和3）年度）
- (3) 関係規則等
 - ア AIPH 規則 (AIPH Regulations for Category A1 World Horticultural Exhibitions)
 - イ 過去に開催した並びに近年開催予定の国際園芸博覧会、国際博覧会関係規則
・General Regulations of the International Horticultural Expo 「Expo 2022 Floriade Almere, The Netherlands」、Special Regulations

- ・大阪・関西万博 一般規則、特別規則
 - ・その他 国際園芸博覧会、国際博覧会 関係規則等
- なお、規則関係の更新に注意すること。

(4) その他 関連資料

6 その他

- (1) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、委託者と協議の上、業務実施計画を策定し、業務を実施する組織体制と併せて提出すること。
- (2) 受託者が本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受託者が一切の責任を負うとともに、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、常に委託者と密接に連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な業務の実施に努めなければならない。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり、本協会等が発注する他の業務等と関連する内容については、他の業務の受託者等と連携して行うこと。
- (5) 受託者が本協会の所有する書籍や報告書類等を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償すること。
- (6) 業務説明資料に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けること。
- (7) 受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第12条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出することとする。
- (8) 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守することとする。
- (9) 成果品については、協会に帰属するものとする。
- (10) 本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、委託者の許可なく使用することのないように、適切に管理することとする。